

2020年11月2日

小規模事業者持続化補助金 様式の作成および申請の流れについて ＜第5回コロナ特別対応型＞

＜はじめに＞本補助金、給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。対象は小規模事業者のみです。

※制度内容の詳細や判断また申請後は、「日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局（連絡先2ページ目に記載）」にお問い合わせください。

※東京商工会議所は、申請書類の提出先ではありません。

＜書類作成の流れ＞

1. 「公募要領」「様式」「よくある質問」の最新版をダウンロードし印刷、入力する

※日本商工会議所ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.jizokukahojokin.info/>



2. ご自身にて様式の作成および必要書類を用意する

「公募要領」「よくある質問」の内容を確認し「様式」を作成します。

※参考：（様式の書き方）東京商工会議所ホームページにて動画でご案内しています。



書類を作成したら

面談不要の場合

3. 「様式②経営計画書」について専門家との面談をご希望の場合は、事業者様ご本人が東京商工会議所世田谷支部に予約する（1事業者様1回のみ）

東京商工会議所世田谷支部 電話：03-3413-1461

（9：30～17：00/土日祝日、年末年始の休業日除く）

＜面談当日のお願い＞

面談者：事業者様ご本人（代理人不可）

お持ちいただく書類：「様式①、②、④」を2部印刷してお持ちください。

※当所にいただいた書類はご返却できません

予約時間について：予約時間の10分前に必ずお越しください

遅刻された場合、終了時間は延長できません。

※コロナ特別対応型の「様式3」提出は任意になりました。

様式3の添付有無は、採択審査上影響はありません（日本商工会議所 HP 記載）



＜申請をする＞

4. 「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局」に申請書類一式を提出する 申請書類一式が揃ったら、下記に締切日までに郵送（郵便のみ）にて提出する。

〒151-8799 代々木郵便局留め

「【コロナ型】日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局」

※「コロナ特別対応型 応募書類在中」と記載する

（※USB など電子データを含む）

※提出書類は、公募要領後半に掲載の「応募時提出資料」にてご確認ください。

<お問い合わせ先>

制度内容や判断、申請後（採択後）については補助金事務局にお問い合わせください

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

電話： 03-6747-4600

（9:30～12:00、13:00～17:30／土日祝日、年末年始の休業日除く）

<提出後、以降について>-----

以降は、事業者様と日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局※のやり取りになります。

東京商工会議所は、関与しておりません。詳細は日本商工会議所にお問い合わせください。

5. 採択・不採択の通知



6. 交付決定通知書の送付（日本商工会議所→事業者）



7. 補助事業完了・報告を事業者が「日本商工会議所」にします。必要書類等あり。
（事業者→日本商工会議所）



8. 確定検査、確定通知書の送付（日本商工会議所→事業者）



9. 補助金請求（事業者→日本商工会議所）



10. 補助金の支払い（中小企業基盤整備機構→事業者）

採択後、書類の提出や書類の保存期間（会計検査院監査対象の為）が定められています。
また、所定の所得財産について譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限がありますので、充分ご留意ください。詳細は、公募要領をご確認ください。